

日本外交文書

大正十年 第三冊 下卷

外務省

序

『日本外交文書』の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となった。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、欧州大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたって展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定し、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いです。

昭和四十六年四月

外務省外交史料館長

例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 对中国関係事項

(三) 主として欧洲大戦戦後処理、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当って原書の改変、削除、簡略化等を行なわれていない。

但し、使用漢字については、条約文、協定文等特別な名称、固有名詞等を除いては当用漢字の字体を用いることとした。

五、大正十年の本書は同年中に展開された欧洲大戦戦後処理事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、一般事項は専ら第一冊に、また中国関係文書は専ら第二冊に収録した。

なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日附索引を掲載したものである。

目次

| | |
|---------------------------|------|
| 一〇 対独平和条約ノ賠償条項実施ニ関スル件 | 五八一 |
| 附 山東鉄道及鉸山並ヤップ島海底電線賠償問題 | 六九五 |
| 一一 バルセロナ国際交通會議ニ関スル件 | 七六三 |
| 一二 独国ノ対独平和条約違反ニ関スル件 | 九二六 |
| 一三 日英同盟協約更新ニ関スル交渉一件 | 九六七 |
| 一四 シベリア及東支兩鉄道管理ニ関スル交渉一件 | 一一三三 |
| 附録 日本外交文書大正十年第三冊(上下卷)日附索引 | |

(以上 下卷)

- 一 同盟及聯合國ト勃洪各国トノ平和条約批准關係一件
 - 附 米國ノ対独平和条約批准拒否問題關係
- 二 同盟及聯合國ト土國トノセーヴル条約軍事条項等実施並希土兩國間調停問題ニ関スル件
- 三 國際聯盟理事会ニ関スル件(第十二回乃至第十五回)
- 四 上部シレジア問題一件
- 五 第二回國際聯盟總會ニ関スル件
- 六 常設國際司法裁判所裁判官選舉ニ関スル件
- 七 ヤップ島ノ地位及旧独逸海底電線処分問題一件
- 八 赤道以北旧独逸領諸島委任統治ニ関スル件
- 九 國際聯盟ニ於ケル軍備制限問題ニ関スル件

(以上 上卷)

事項一〇 対独平和条約ノ賠償条項実施ニ関スル件

附 山東鉄道及鉱山並ヤップ島海底電線賠償問題

五〇五 一月二日 在英國林大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

日本代表ノ賠償委員会列席問題ニ関シ石井大

使ニ配慮方依頼シタル件

第七号

(一月四日接受)

本使發在仏大使宛電報第二号

在白公使發大臣宛客年往電第一四六号ニ関シ我カ委員ニ於テ賠償委員会ニ列席スルモ白國ノ利益ヲ侵害スルカ如キ行動ニ出ヅルノ虞毫モ無之旨篤ト安達公使ヨリ任國政府ニ説明セラルルニ於テハ同國政府モ異議ヲ唱フルコト無之カト思考スルモ元來本件ハ賠償委員会例ヨリ見ルトキハ条約規定ニ無キ参加タリ將又本使伝聞セル従來同委員会内ノ空氣ニモ願ミ大陸諸國側ニ異議無之ヲ保セズ

同会ハ巴里ヲ本拠トスルコトニモアリ貴方ニテ此点十分明確ニナシ置カラル様御配慮相煩シ度存ズ

在伊大使及ビ在白公使ヘ転電セリ

五〇六 一月十六日 在仏國石井大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

賠償問題ニ関シ巴里首相會議ニ提出スベキ武

府専門家會議報告案ノ要領報告ノ件

第六〇号

(一月十九日接受)

武府賠償第十七号

一、武府専門家會議ニ付武府賠償第十六号ヲ以テ延期ノ旨報告シタル処更ニ議長ヨリ十五日仏國外務省ニ於テ各國首席委員非公式會合ノ旨通知アリ閱場委員出席ス

二、先ツ議長ヨリ巴里首相會議ニ武府會議ノ經過ヲ報告スルト共ニ賠償実行ニ関スル具体案ヲ提出セン為ニ會合セル旨ヲ述べ次テ之ニ提出スベキ報告案ヲ審議シ十六、十七兩日モ審議ヲ続行シ確定案ヲ作ルコトナレリ

三、右報告ハ全ク未定稿ナルモ不取敢要領ヲ報告ス重要ノ点ニ付テ議論多キガ故ニ確定ノ上ハ更ニ電報ス

(イ)武府専門家會議ノ見タル独逸ノ現状左ノ通り

(a)長期ノ年賦金額ヲ定ムルハ甚ダ困難ナリ先ツ數年間